



昭和50年度目的別一般会計予算

(歳入)

	千円	%		千円	%
村税	29,822	(3.9)	国庫支出金	78,322	(10.1)
地方譲与税	6,097	(0.8)	県支出金	101,948	(13.1)
自動車取得税交付金	6,700	(0.9)	財産収入	3,246	(0.4)
地方交付税	435,000	(56.2)	繰入金	3	(0)
分担金及び負担金	4,494	(0.6)	諸収入	7,981	(1.0)
使用料及び手数料	4,487	(0.6)	村債	95,700	(12.4)
			合 計	773,800	(100)

(歳出)

(50年4月1日現在の人口で計算)

<p>議会費 ☆1,914万9千円 ◇2.48% ◎4,144円</p>	<p>労働費 ☆157万8千円 ◇0.20% ◎342円</p>	<p>消防費 ☆3,972万5千円 ◇5.13% ◎8,597円</p>
<p>総務費 ☆1億2,353万1千円 ◇15.97% ◎26,733円</p>	<p>農林水産業費 ☆1億6,640万円 ◇21.50% ◎36,010円</p>	<p>教育費 ☆1億1,116万6千円 ◇14.37% ◎24,057円</p>
<p>民生費 ☆9,288万3千円 ◇12% ◎20,100円</p>	<p>商工費 ☆118万7千円 ◇0.15% ◎257円</p>	<p>公債費 ☆5,168万4千円 ◇6.68% ◎11,185円</p>
<p>衛生費 ☆6,844万9千円 ◇8.85% ◎14,813円</p>	<p>土木費 ☆9,156万7千円 ◇11.83% ◎19,815円</p>	<p>予備費 ☆647万9千円 ◇0.84% ◎1,402円</p>

☆予算額 7億7,380万円 ◇割合 100%

◎村民1人当り 167,450円

4月No.103号

—おもな行政施策は2.3頁をごらんください—

本年度の一般会計予算は

7億7千3百万円

昭和50年度に入りました。村が発足してから20年目、文字どおりハタチの青春を迎える年です。

広く高くふくれる福祉施策。そして、畜産の振興と一いろいろな行政施策の実現のため一般会計予算は、7億7千3百万円と昨年度にくらべて13%も伸びました。村民1人当たり16万6千円の大予算となりました。

総務

○ 舘元診療所赤字負担 百五十万円

○ 広報しうら発行費 百七十九万八千円

○ 交通安全対策費 二百二十万二千円

みどりのおばさんの黄金百五十万円、ロードミラー安全塔、新入学児童黄色安全帽に三十三万一千円、その他金木地区安協負担金等二十六万一千円。

子どもとお年寄りに福祉を

民生

○ 街灯新設補修費 三十二万五千円

○ 徴税費 八十五万八千円

○ 国保特別会計繰出金 一千五百万円

○ 季節保育所運営費 三千八百円

○ 児童手当 一千三百六十四万八千円

診療所と医師の住宅建設

○ 環境衛生対策事業 八百七十七万六千円

○ 献血推進事業 九万九千円

○ 簡易水道会計へ繰出 一千三百二十九万円

○ 予防対策事業 百七十一万五千円

○ 結核予防、胃腸団検診、子宮がん検診などに要します。

○ 母子衛生対策事業 百七十一万五千円

○ 妊婦検診、股脱検診、二才児検診等に使用

○ 遺児援護費 四十二万円

○ 常設保育所運営費 二千二百八十一万六千円

○ へき地保育所運営費 八千円

畜産振興・ほ場整備にちから

住民の福祉向上にも全力

草地開発事業に一億円



農 林

○農業共済会計繰出 七十万円
 ○畜産振興事業費 一千九百八十八万二千円
 牧夫、運転助手等人夫賃等三百九十九万四千円、牧欄修繕資材、追肥七百七十八万八千円、牛流通規制貸付金利子補給百二十万円、繁殖牛導入貸付金利子補給四十三万二千円、種雄牛導入負担八十万円、飼料作物付補助七十七万円、肥育牛経営危機対策助成二十一万円。
 ○草地開発事業費 一億四十一万九千円
 四十九年度からの継続事業として実取地区十八ヘクタールの草地開発に要しますが、内訳は職員の人件費百五十九万九千円、現場監督、事務人夫賃百二十六万五千円、調査設計委託料三百九十九万二千円、工事費九千二百二十万二千円、草地管理指導車八十万円、その他備品百二十五万九千円。
 ○土地改良調査費 一千四百三十九万九千円
 実取地区百二十ヘクタール



商工・労働

○商工会助成 二十万円
 ○観光振興費 九十八万七千円
 公衆便所管理、観光パンフレット、史跡案内板等の作成に要します。
 ○失業対策費 二十六万九千円
 失業給付滞地払負担金二

助成二十一万円。

ルの圃(ほ)場整備調査委託料として八百五十三万円、土地改良事業事務委託料が百四十九万三千円となつてゐます。
 ○老朽ため池整備費 八百四十六万一千円
 大沼ため池築堤工事費として計上していますが、五十一年度までの継続事業として三カ年で総額三千二百四十九万九千円です。
 ○畑作振興対策費 二十五万二千円
 ○稲作転換対策費 五十三万四千円
 ○常備消防負担 三千八百一十三万四千円
 ○非常備消防費 七百八十八万四千円

村道の舗装に五千万円

土 木
 ○道路維持費 一千二百五十四万八千円
 ○道路新設改良費 五千八百九十九万九千円、もや線改良(四



水 産

○水産振興対策費 八百七十七万円
 並型魚礁投下補助二百二十万円、給油施設補助、鰻(うなぎ)漁港(三百九十六万)アワビ放流補助三十二万円、鰻(うなぎ)漁協不漁対策利子補給百二十八万三千円、ホタテ養殖試験補助二十五万五千円、ワカサギ養殖補助七万八千円



消 防

○教育振興費 二百九十九万九千九百九十円
 脇元小、太田小の理科教育設備費として四十万円、高校教科備品二十四万円、その他十万円
 ○グラウンド整備費 二百五十万円
 十三小学校のグラウンド整備費として二百四十万五千円
 ○漁港修築事業 百八十八万四千円
 ○地籍調査費 六百九十九万八千円
 相内地区(岩井、赤坂)三・三平方キロメートルにわたつて実施します。

中学校寄宿舎に集会室

積載車(二トン)心型トラック一台 百四十万円
 モーターサイレン二基 四十万円
 整備費として二百万円、中学校グラウンド整備費として五十万円です。
 ○寄宿舎運営費 三千五百七十二万六千円
 ○寄宿舎集会所建設費 八百五十一万二千円
 木造平屋建て二百平方メートルの規模で集会室を建設します。
 ○体育振興費 百二十四万五千円

管理に百五十三万円、防じん剤二十五万円、側溝新設(五百メートル)四百五十万円、道路補修二百五十万円、側溝ふた(二百枚)、砕石等原材料費百三十八万九千円、側溝側溝負担四十万円
 百二万一千円
 相内・太田線舗装(千三百九十四メートル)二千九百円、赤川線舗装(三百メートル)二百七十万円、猿賀小路線舗装(二百六十メートル)二百三十四万円、太田本線舗装(四百八十メートル)六百八十一万五千円、太田本線改良(七百八メートル)一千九百五十五万九千円、もや線改良(四

心ひきしめ 事故ゼロへ

新入学児童・おとしよりを守ろう

春の交通安全運動 5月12日～21日

五月十二日から二十一日までの十日間、全国いっせいに春の交通安全運動が行われます。
「いまさら運動しなくても……」という人も多いのですが、事故はふえる一方、だから、やはり啓蒙とPRが必要となってきます。

路上での自転車遊びはやめる

この運動の目標は
1 新入学(所)児童の交通安全事故防止
2 歩行者・自転車利用者の事故防止
3 ことごとと老人の事故防止
の三つです。



とりわけ、新入学児童の事故防止にはおとしさんやおかあさんの注意をはじめ通学指導の先生や交通指導員、通学誘導の上級生の心こばりが大きな力となるでしょう。

交通規則を正しく守る子どもたちの上には、事故はゼロですが、反面、おとしたちの事故は後を断つていけません。

まず、おとしが子どもに手本を示すことです。

道路の利用者でもつとも弱い立場にあるのは、子どもについておとしよりです。おとしよりの歩行には、保護者がつきまわることが必要です。

歩いていたら、いたわりの心で優先させたいものです。運転者にとっていちばん危険だといわれているのは子どもと自転車乗りです。路上での自転車あそびはやめさせ、からだにあわない自転車には乗せないようにしたいものです。

交通災害共済

毎年、交通事故がふえ、私たちのまわりは危険がつばんでいます。

このため、県内の市町村がまとまって、一日一円(年額二百五十円)で大きな補償をしようとして、青森県交通災害共済組合をつくり交通災害共済への加入をすすめています。

村民の皆さんでまだ加入されていない方は、会費と世帯主の印かんを持って、役場窓口までおいでください。

交通災害共済のくわい内容は次のとおりです。
▽補償の対象、自動車、モーターバイク、自転車、農耕用小型特殊自動車(けん引車付、荷車などに乗っていて衝突したりした事故

による事故、また乗車中に起きた事故が対象になります。

や、歩行者とこれら車輛

1日1円で大きな補償

みんなそろって加入を

から一年間。村から転出しても一年間有効です。
▽支払われる見舞金、亡くなられたとき五十万円、治療日数九十日以上五十万円、治療日数八十日以上三十万円、治療日数三十日以上二十万円、治療日数三十日未満五万円、治療日数三十日以上九十日未満二万円、治療日数三十日未満一万円、また、一年以内に自賠法施行令の等級区分の第一級各号に掲げる障害になった場合は、見舞金のほか別に二十万円を加給します。

▽事故が起ったときは、役場で見舞金請求の手続きをしてください。見舞金請求には会員証、交通事故証明書(警察署で証明してください)と医師の診断書が必要です。

事故があつたら転いケガでも、おろそかにしないで必ず警察へ事故の届出をしましょう。

交通規制のお知らせ

4月1日からつぎのとおり交通規制が実施されました。運転者のみなさんは、違反のないようご注意ください。

相内の県道は終日駐車禁止

■相内字岩井(地藏さま)から字実取まで40キメートル制限1,500メートルを1,700メートルに延長されました。(神明宮カーブふきんまで)また、この区域は6時から21時まで駐車禁止でしたが、1日から終日駐車禁止となりました。

十三道は大型車通行禁止

■相内字相内から字吉野まで(十三道)350メートルは大型貨物自動車と大型特殊自動車は通行禁止となりました。終日駐車禁止もあわせて実施されます。

田植の方賞は二千二百円

ここのしの農作業標準賃金

- 一般水田作業 男・女一千元
- 田植 男・女二千三百円
- 苗取・除草 男・女二千二百円
- 稲刈 男・女二千三百円
- 一般畑作業 男・女二千二百円
- 田耕起 二千五百円
- 荒かき・代かき 二千元
- 荒かきから代かきまで 二千元
- 一番耕起から代かきまで 三千七百円
- 二日当り 二千七百円
- 一日当り 二千二百円
- 全自動脱穀機 一万円
- バイスター 七千五百円
- (糸付)〇アル当り



桂川に保健福祉館完成

—冠婚葬祭にも利用できます—

昨年十月から、建設を進めていた桂川へき地保健福祉館はこのほど完成しました。この保健福祉館は、木造平屋建て一九二平方メートル、総工費九百九十万円でした。内部は、集会所、調理室、健康相談室、医務室、浴室などからなっていますが、集会所は冠婚葬祭にも使用できます。あらゆる会合は、古い分校々舎にかぎられていた桂川の人たちだけに、福祉館の完成は大変よろこばれています。

ねんきん 時効保険料の納付を

昭和四十九年度分の国民年金保険料を納めていない方がありましたら早めに納付して下さい。
国民年金を納めるのは二年で時効になります。納め忘れられた期間は二年前までの分さかのぼって納められますが、それ以前の分は納められないのが原則です。しかし納め忘れの期間があるため年金を受け取るのに必要な期間が足りない人や、年金を受けることが出来ても年金額が少なくなる人があります。
このため、特例として昭和四十八年の法改正によって、二年という時効にかかわらず、未納期間をすべて納めることが出来ます。この特例は昭和五十年十二月三十一日までになっています。

交通死亡事故ゼロ

1,333日

みなでそのぼろろ記録

(4月15日現在)



電気の知識



蛍光灯がつかないときは

①ランプとソケット、またはグローランプとソケットの接触が完全か②点滅スイッチが正しく働いている③ランプは水や中性洗剤を軽くふくませた布などでふきよく乾かしてからとりつける。
なお、注意事項としては①点灯中にぬれた手で、ランプや器具にふれないこと②ランプはハタキや雑布を使う時は、器具から必ずはずすこと③ふみ台、脚立は高さの充分なものを使って、かつして無理しないこと。

お手入れは①電源スイッチ

総理府統計局では、ことし10月1日に行われる国勢調査のポスターと標語を募集しています。ふるってご応募ください。

(ポスター)

ポスターの図案は、一般(高校生を含む)の部、中学生の部、小学生の部に分け、つぎのとおり募集します。

- 大きさ A 2判 (420mm×594mm) または B 2判 (515mm×728mm)
- 図案に用いる色の種類 自由
- 図案にもりこむ文字 「国勢調査」「昭和50年」「10月1日」および「総理府統計局」
- 応募方法 総理府統計局に郵送あるいは持参
- しめきり 昭和50年5月26日(月)当日の消印のあるものは有効です。
- 発表 昭和50年6月25日付官報に発表することにも入選者に通知。
(標語)
- 応募方法 官製はがき1枚に1点の応募作品を記載し、総理府統計局に郵送する。

国勢調査ポスター・標語募集

しめきり、発表はポスターと同じです。

(賞金と賞品)

1 ポスター

(1) 一般の部

特選(総務長官賞) 1名 副賞 25万円

入選1席1名 副賞 10万円

入選2席2名 副賞 5万円

(2) 中学生の部

特選(総務長官賞) 1名 副賞 ラジオ付カセットテープレコーダ

入選1席3名 副賞 写真機

入選2席10名 副賞 国語大辞典

佳作 多数(記念品)

(3) 小学生の部

特選(総務長官賞) 1名 副賞 顕微鏡

入選1席3名 副賞 トランジスターラジオ

入選2席10名 副賞 アルバム

佳作 多数(記念品)

2 標語

入選3名 賞金各1万円 佳作多数(記念品) 同一作品が多数あるときは、抽せんにより決定する。

一カ月に同じ病院で医療費を二万円以上支払った人には、その三万円をこえて

高額療養費の申請を



支払った分が「高額療養費」として支給されます。該当する人は役場又は出張所に印かんを領収書を持参し申請してください。

老人医療受給者証

の交付を受けて

七〇才以上の老人の医療費は無料です。そして、無料あつかいをしてもらうには病院にかかった時「老人医療費受給者証」という

五月一日から役場の勤務

役場の執務時間

が変わります

カードが必要です。七十才になる誕生日の月のはじめから該当になりますから(たとえば明治三十八年五月二十日に生れた人は昭和五十年五月一日から)該当者は役場に印かんを持参して、七十才になる月の前月中に申請してください。

時間がつぎのとおり変わります。

▽平日午前八時から午後五時まで。

ただし、休息時間は午前八時から十五分間、正午から一時間、午後四時四十五分から十五分間です。

▽土曜日午前八時から正午まで。

なお、この執務時間は九月末日まで、十月一日から冬時間になります。

上野 札行(十三) 兼義
三和 豊明(相内) 豊三
櫻引 由紀(脇元) 豊三

戸籍の窓



お誕生



ご結婚

対馬与志徳(五所川原)

(三和由利子)相内

豊島 正治(十三)

白川 セツ(十三)

菊池 繁光(北海道)

沢田 則子(相内)

青山 司(太田)

青山 久子(太田)

星野 直人(群馬)

山田真由美(脇元)

石沢 信敏(脇元)

藤田 きさ(大鶴)

外崎 精一(脇元)

山本 恵子(鳥取)

おくやみ

本荘豊次郎(十三)

俵谷浅四郎(脇元)

鳴海 薫(相内)

豊島 良剛(十三)

葛西 あき(脇元)

山田金五郎(十三)

66才

佐藤 豊子(相内) 孝治

竹谷 静子(脇元) 兼春

竹谷 晋二(脇元) 春逸

伊南 正入(磯松) 正

佐藤 伸一(相内) 輝治